

令和6年4月分から水道料金が変わります

南部町の水道料は、平成30年4月に料金を改定し、法定外繰入金に頼っていた負担を減らし、使用水量に応じた負担を見直すことで、水道事業の基本である水道料金での運営を目指していました。これは令和2年に策定しました経営戦略でも、安心安全な飲料水を持続的に提供するため、5年毎の水道料金の見直しについて定められております。

水道事業は水道料金で運営することが基本です。そのため維持費等の節減に努めてきましたが、古くなった水道施設の更新や、耐震化を早急かつ計画的に推進するため、見直しを検討することとなりました。

このような中、水道料金のあり方について水道審議委員会で審議した結果、近隣町と同程度の範囲での料金の値上げを必要とする方向性を示し、12月議会に改定案を提出し、可決されました。

4月からの水道料金は別表2のとおり改定されます。改定のポイントは、水道施設の更新や耐震化を考慮し、基本料金を増額し、公平な負担になっております。

水道は生活の中で最も重要なインフラの一つであり、維持管理のため、水道料金の改定にご理解をお願いします。

別表1 決算状況調書 (単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収 入	1. 水道使用料等	129,605	120,483	125,538	123,523	119,499
	2. その他の収入 (県工事補償金等)	47,440	37,076	3,175	7,422	0
	3. 地方債	69,200	73,000	64,600	73,400	133,800
	4. 一般会計繰入金	171,846	158,784	187,342	196,526	182,790
	(4の内、法定外繰入金)	(77,859)	(77,447)	(108,261)	(90,678)	(78,520)
	収入合計	418,091	389,343	380,655	400,871	436,089
支 出	1. 一般管理費	39,180	22,644	30,191	28,201	32,223
	2. 営繕費・工事費	216,275	226,440	171,948	198,068	227,933
	3. 地方債償還金	145,080	135,693	148,390	150,847	160,633
	支出合計	400,535	384,777	350,530	377,116	420,789
収入支出差引額		17,556	4,566	30,125	23,755	15,300
収入支出額－法定外繰入金 (赤字額)		△60,303	△72,881	△78,136	△66,923	△63,220

※千円未満四捨五入のため、端数が合わない場合があります。

別表2 水道使用料（令和6年4月分から）

種別（口径）	基本料金		メーター使用料		超過料（1 m ³ 当り）		
	改定前	改定後	改定前	改定後	超過段階	改定前	改定後
13mm	700	800	60	100	0～10m ³	0	0
20mm		850	80	150			
25mm	900	1,100	100	200	10m ³ を超え 25m ³ まで	100	110
30mm		1,150	170	250			
40mm	1,300	1,450	210	450	25m ³ を超え 50m ³ まで	110	120
50mmネジコミ		1,550	320	550			
50mmフランジ		1,550	620	950			
65mm	1,900	2,200	710	1,000	50m ³ を 超える分	120	130
75mm		2,300		1,100			

別表3 水道料新料金比較表（13mm：1～100m³） 使用期間：2ヶ月当り（単位：円）税込み

使用水量 m ³	旧料金	新料金	使用水量 m ³	旧料金	新料金	使用水量 m ³	旧料金	新料金	使用水量 m ³	旧料金	新料金
1～20	1,670	1,980	41	2,980	4,521	62	6,420	7,194	83	8,960	9,966
21	1,780	2,101	42	4,090	4,642	63	6,540	7,326	84	9,080	10,098
22	1,890	2,222	43	4,200	4,763	64	6,660	7,458	85	9,200	10,230
23	2,000	2,343	44	4,310	4,884	65	6,780	7,590	86	9,320	10,362
24	2,110	2,464	45	4,420	5,005	66	6,900	7,722	87	9,440	10,494
25	2,220	2,585	46	4,530	5,126	67	7,020	7,854	88	9,570	10,626
26	2,330	2,706	47	4,640	5,247	68	7,150	7,986	89	9,690	10,758
27	2,440	2,827	48	4,750	5,368	69	7,270	8,118	90	9,810	10,890
28	2,550	2,948	49	4,860	5,489	70	7,390	8,250	91	9,930	11,022
29	2,660	3,069	50	4,970	5,610	71	7,510	8,382	92	10,050	11,154
30	2,770	3,190	51	5,090	5,742	72	7,630	8,514	93	10,170	11,286
31	2,880	3,311	52	5,210	5,874	73	7,750	8,646	94	10,290	11,418
32	2,990	3,432	53	5,330	6,006	74	7,870	8,778	95	10,410	11,550
33	3,100	3,553	54	5,450	6,138	75	7,990	8,910	96	10,530	11,682
34	3,210	3,674	55	5,570	6,270	76	8,110	9,042	97	10,650	11,814
35	3,320	3,795	56	5,690	6,402	77	8,230	9,174	98	10,780	11,946
36	3,430	3,916	57	5,810	6,534	78	8,360	9,306	99	10,900	12,078
37	3,540	4,037	58	5,940	6,666	79	8,480	9,438	100	11,020	12,210
38	3,650	4,158	59	6,060	6,798	80	8,600	9,570			
39	3,760	4,279	60	6,180	6,930	81	8,720	9,702			
40	3,870	4,400	61	6,300	7,062	82	8,840	9,834			

※水道料金は2ヶ月に一度検針し、請求します。

※〔2ヶ月分基本料金＋2ヶ月分超過料金＋2ヶ月分メーター使用料〕に消費税率を掛け、算出しています。

※改正前は10円未満を切捨てていましたが、改正後は1円未満切捨てとなります。

※新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策の支援事業として、令和5年度12～1月分の水道使用料は免除となります。